

第2回情報の管理の在り方に関する検討チーム 議事概要

1. 日時

平成26年7月18日（金）午後4時00分～午後4時20分

2. 場所

合同庁舎8号館5階共用A会議室

3. 出席者

内閣官房 古谷副長官補、黒田内閣審議官、由木内閣審議官、谷脇内閣審議官、
植田内閣参事官
内閣府 幸田大臣官房長
総務省 上村行政管理局長

4. 概要

- 黒田内閣審議官から、政府における情報管理ルールの現状及び国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）附則第5項に関して、資料に基づいて説明があった。
- 次に、上記の説明を踏まえ、統一ルールの在り方について協議され、
 - ・ 秘密情報を始めとする「行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報」の取扱いの適正を確保するため、当該情報を記録する行政文書全般を対象として、その管理に関する統一ルールを策定する。
 - ・ 統一ルールは、公文書管理法の体系に位置付けることとし、内閣府が所管する。
 - ・ 統一ルールは、基本的に、「行政機関が保有する特定秘密以外の公表しないこととされている情報」を記録する行政文書の管理に関して現に定められている内容を統合して策定する。
 - ・ 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（情報セキュリティ政策会議決定）において、引き続き、情報セキュリティについて定めることにより、電子情報の取扱いについても、適正を確保する。その内容については、統一ルールとの整合性を確保する。こととされた。
- 次に、幸田内閣府大臣官房長から、公文書管理委員会の意見も伺いながら、パブリックコメントを経て、統一ルールを取りまとめた旨、谷脇内閣審議官から、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」についても統一ルールのスケジュールに合わせて解釈の変更・周知などを通して対応したい旨、それぞれ発言があった。
- 最後に、座長の古谷副長官補から、今後は、内閣府を中心として、検討チームの知見を持ち寄りながら、簡素・簡明な統一ルールの策定に向けて検討作業を一層加速し、本年12月の特定秘密保護法施行時を目途に成果を出せるよう、精力的な取組をお願いしたい旨の総括がなされた。以上